
服装規程

制服について

- 1 本校指定の制服を着用すること。
仕様については別に定める
- 2 夏用ポロシャツについて
夏季指定期間に学校指定夏用ポロシャツの着用を認める。その期間は制服との併用可とし、どちらを着用してもよい。
- 3 装飾品は着けず、高校生らしい清々しい服装を心掛けること。

附 則 平成 18 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 20 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 25 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 6 年 4 月 1 日一部改正

交通安全規程

- 1 この規程は、安全な交通を目的として定めるものとする。
- 2 原動機付自転車について
通学を目的とした運転免許取得は原動機付自転車（仕様はスクータータイプ）とする。また、生徒の命を守る安全面を考慮し、自動二輪車の免許取得は禁止とする。

《取得・申請》

（１）原動機付自転車の運転免許取得及び通学許可願

原動機付自転車の免許を取得する場合は、保護者同伴で原動機付自転車免許取得説明会に出席すること。また、「原付自転車免許取得及び通学願」を担任経由で生徒指導担当に提出し、校長の許可を得ること。

（２）免許取得は、春季休業及び夏季休業中の年２回とする。免許取得のために学校を休むことはしないこと。

（３）運転免許を取得した生徒は、速やかに報告すること。

《通学許可基準》

（１）他に利用できる交通機関のない場合で、片道の通学距離 8 km 以上であること。

（２）困難な通学条件を持つ者とする。

（３）本校が主催する自動車学校での実技講習会を受講すること。

（４）原付免許取得及び通学の許可は 2 年生からとする。

《利用上の注意》

（１）交通法規や校内規程を遵守し、危険・無謀運転は絶対にしないこと。

（２）常に整備を怠らずに安全に使用すること。

（３）ヘルメットはジェット型の白色とし、学校配布のバイクステッカー兼泥よけをしっかりと固定すること。

（４）通学外の使用は許可された場合に限る。

（５）バイクの貸借はしないこと。

《事故届》 交通違反、事故等のあった場合は、速やかに学校に届け出ること。

《冬季の使用禁止》 12 月 1 日から 3 月 31 日の冬季間使用は禁止する。

3 自転車の使用

《届 出》 自転車通学をする者は、年度当初に実施する通学調査用紙へ記入し、届け出ること。

《ステッカー》 自転車には、本校指定のステッカーを所定箇所に貼付すること。

《整備》 ブレーキ、ライト、錠等の安全整備を怠らず使用すること。

《安全走行》 交通法規、校内規程を遵守し、危険・無謀運転は絶対にしないこと。

道路交通法の一部を改正する法律が令和4年4月27日に公布され、同法には「すべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務」規定が盛り込まれ、令和5年4月1日から施行されています。自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の6割が頭部に致命傷を負っているため、ヘルメットの着用を推奨しています。

《禁止事項》

- (1) 二人乗り (2) 無灯火 (3) 並列走行 (4) 傘差し運転
- (5) 携帯電話、イヤホン等の使用

4 自動車の免許取得等について

在学中の自動車の使用、運転は禁止する。3年生の自動車免許取得については、別の「自動車学校通学規程」に定める。

附 則 この規程は昭和57年4月1日から施行する。

附 則 平成18年4月1日一部改正

附 則 平成20年4月1日一部改正

附 則 令和6年4月1日一部改正

自動車学校通学規程

1 第3学年に在籍しているものを対象とする。

2 許可できる生徒は次の各項に該当する者であること。

- (1) 就職内定者であり前期末考査までの成績で、通算欠点科目のない者
- (2) 進学内定者及び就職希望者であり後期中間考査までの成績で通算欠点科目のない者
- (3) 遅刻・欠席・早退が少なく、良好な学校生活で授業料や諸納金等の滞納がない者

3 自動車学校への入校手続きや通学は「自動車学校説明会」以後とする。

4 自動車学校通学は、次の各項を厳守すること。

- (1) 通常の授業、出校日に支障のないよう通学すること。
- (2) 考査1週間前から考査終了までは通学禁止とする。
- (3) 修了検定や卒業検定の受験は、長期休業等登校日を除くこと。
- (4) 自動車学校通学は制服を着用し、通学許可証を常時携帯すること。また、本校生徒としての自覚を持ち行動すること。
- (5) 自動車学校の卒業証明書は本校に預けること。本試験（免許取得試験）の受験は卒業式後とする。
- (6) 許可を得ずして自動車学校への通学はしないこと。

5 手続きについては次のとおりとする。

- (1) 自動車学校説明会へ保護者と共に出席し、説明を受けなければならない。都合で出席できない場合は、日時を変えて、担任との三者面談を実施する。
- (2) 自動車学校通学許可願を担任に提出し、校長の許可を得ること。また、入校時には「自動車学校通学許可証」を、自動車学校へ提示して、入校手続きをすること。
- (3) 詳細説明は、自動車学校説明会時に行うものとする。

附 則 平成18年4月1日一部改正

附 則 平成20年4月1日一部改正

附 則 平成25年4月1日一部改正

附 則 令和6年4月1日一部改正

アルバイト規程

アルバイトについては下記のとおりとし、所定の手続きにより届け出ること。

- (1) 目的が明確であること。
- (2) 本人、保護者の間でしっかり相談されていること。
- (3) 高校生としてふさわしい仕事であること。
- (4) 成績面で問題がないこと。
- (5) 生活面で問題がないこと。
- (6) 平常日のアルバイト日数は週3日以内であること。
- (7) 長期休業中は日数の2/3以下であること
- (8) アルバイトの時間については原則平日は 17:00～20:00 の間、土日祝日は 6:00～20:00 の間の8時間以内であること。
- (9) 安全な仕事であること（バイクの使用不可）
- (10) 学校行事が優先であること。
- (11) 保護者の指導の下、心身のコンディションに留意し、無理なく行うこと。
- (12) 考査1週間前から考査終了までは禁止とする。
- (13) 学校生活に支障をきたしていると認めた場合は届け出受理を取り消すことがあること。
- (14) 手続きについては別途定める

附 則 平成 18 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 20 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 25 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 31 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 6 年 4 月 1 日一部改正

携帯通信端末使用規程

携帯通信端末を校地内に持ち込む場合は下記内容に留意すること。

- 1 携帯通信端末を校内へ持ち込む場合は自己管理とする。
- 2 校内での使用上のマナーには十分留意すること。
- 3 授業時間内の使用については担当教員の指示に従うこと。
- 4 情報社会で適正な活動を行うための考え方や態度である情報モラルを十分に理解すること。

附 則 令和 6 年 4 月 1 日施行